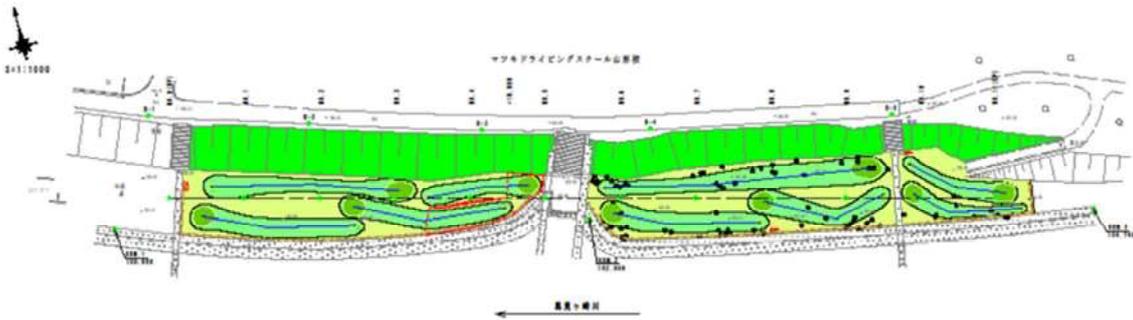


馬見ヶ崎パークゴルフ広場 利用案内

○馬見ヶ崎パークゴルフ広場の概要

- ①敷地面積 3650.8 m²
- ②コース設定 9ホール1コース
(50m、27m、71m、27m、30m、34m、39m、41m、41m)



- 場所 山形市小白川町字川原1242番地5地先
(馬見ヶ崎プール ジャバから約300m東)



○使用期間等

- ①使用期間 4月から11月まで
※芝生の状態により伸縮することがあります。
- ②使用時間 9時から17時まで
- ③使用料 無料
- ④使用方法 スポーツ振興課（市役所5階）へ使用申込書を提出
問合せ 023-641-1212 内線 632・636

⑤守っていただくこと

- ・使用時間を守ってください。
- ・施設等は大切に使用してください。
著しい破損又は紛失したときは、弁償していただきます。
- ・使用後は、清掃を行い、ゴミ等を持ち帰ってください。
- ・パークゴルフ広場内に、バイク・自転車等の乗り入れをしないでください。
- ・パークゴルフ広場内に、犬、猫などの散歩しないでください。
- ・皆さんが気持ちよく使用できるように心がけましょう。



馬見ヶ崎パークゴルフ広場の管理及び使用に関する要領(抄)

(使用の承認)

第4条 パークゴルフ広場を使用しようとする者は、あらかじめ馬見ヶ崎パークゴルフ広場使用申込書(別記様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の不承認)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、パークゴルフ広場の使用を承認しないものとする。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他パークゴルフ広場の管理上適当でないとき。

(使用料)

第6条 パークゴルフ広場の使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 パークゴルフ広場を使用する者(以下「使用者」という。)は、パークゴルフ広場の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 団体で使用する場合にあっては、使用責任者を定め、使用中の秩序の保持に努めること。
- (2) 騒音を発し、又は暴力を用いるなど他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こす行為をしないこと。
- (4) 感染性の疾病を有し、又は酒気を帯びている状態で使用しないこと。
- (5) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(使用の承認の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) この要領に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正行為により使用の承認を受けたとき。
- (3) その他パークゴルフ広場の運営上適当でないとき。

(原状回復)

第9条 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、その使用により施設又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷し、又は滅失した場合において、前条の規定による原状回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。

別記
様式（第4条関係）

馬見ヶ崎パークゴルフ広場使用申込書

年 月 日

（宛先）山形市長

・団体名

・代表者住所

・代表者氏名

・担当者氏名

・TEL
